

昭和六十二年十月三十日受領
答 弁 第 四 一 号

内閣衆質一〇九第四一号

昭和六十二年十月三十日

内閣総理大臣 中曾根康弘

衆議院議長 原 健三郎 殿

衆議院議員上原康助君提出沖縄の「空の安全確保」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員上原康助君提出沖縄の「空の安全確保」に関する質問に対する答弁書

一について

まぐろはえ縄漁船「第一徳丸」(総トン数十九トン、日本人船員五名乗組み)の船長等の供述から海上保安庁が把握しているところによれば、昭和六十二年七月二十三日午後一時八分ころ、同船が沖縄県喜屋武埼の南東百二十四キロメートル付近の海上で停留中、船長等は、同船左げん側で爆発音と多数の小さなものが海面に落下する音を聞き、赤黒く漂う煙及び上空を飛び去るジェット機二機を視認した。その後、船体等の異状の有無を確認したところ、甲板上で小さな金属片二個を発見し、船体の外部左側面が黒く汚れているのを確認したが、乗組員に異状はなかった。

右事案が発生した時間帯において、航空自衛隊南西航空混成団第八十三航空隊のF-4戦闘

機四機（標的えい航機一機、監視機一機及び射撃機二機）が、「第一一徳丸」が停留していた付近にある米軍の訓練区域を使用してAIM-7ミサイルの実射訓練を実施していたが、現在までに防衛庁が把握している主な事実関係は、次のとおりである。

(1) 射撃機の操縦者等は、ミサイルの射撃に当たつて、安全のために確保すべき範囲内の海上に船舶が存在しないことを航空機のレーダー及び目視により確認している。

(2) 射撃機は、それぞれ一発ずつ搭載していたミサイルを、午後〇時四十六分ころ及び午後一時八分ころ順次発射している。

(3) 射撃機の操縦者は、ミサイルがほぼ直進し、その後、海面上に着水したと思われる波紋が生じたのを視認しているが、その際、同ミサイルが飛しようした方向及び波紋の周辺に船舶を視認していない。

右事案については、現在、海上保安庁第十一管区海上保安本部において捜査中である。

二について

マレイシア船籍の貨物船「ポメックス・サガ」(総トン数五千九百二十二トン、フィリピン人船員二十三名乗組み)の船長等の供述によれば、昭和六十二年七月二十七日午後八時四十二分ころ、沖縄本島西方の鳥島の北十三キロメートル付近の海上を台湾の花蓮港から名古屋港に向けて航行中、同船は国籍不明の航空機からのものと思われるロケット弾らしきものを船橋及び船橋後部の浴室に受け、操だ中の甲板員一名が負傷するとともにレーダー及び操だ装置が損傷し航行不能となった。

二箇所(の被弾場所からは、それぞれ模擬爆弾の弾頭一個及び英文字と数字が記入された破片が発見されたが、同年七月二十九日、米軍は、右模擬爆弾は、訓練中の米軍機が投下したものであることを確認した。

米軍は、現在、事故原因等の調査を実施しており、調査が終了し次第、その結果に基づき安

全対策の再検討を行う方針であると承知しているが、暫定的な再発防止策として、夜間爆撃訓練の際の事前の昼間慣熟飛行訓練の実施、訓練区域内の安全確認及び天候不良の場合等の訓練の中止等の安全対策の徹底を図っているものと承知している。

三の 1 及び 4 から 6 までについて

沖縄本島における進入管制業務については、昭和四十七年五月十五日の日米合同委員会において、那覇空港に近接して嘉手納飛行場が位置していることから、これら区域における航空交通の安全を確保するためには、単日の施設によつて進入管制を行う必要があるので、日本国政府がこれら飛行場のレーダー進入管制業務を行うまで、暫定的に米国政府が那覇空港の進入管制業務を実施する旨合意された。

日本側は、当時、複数の飛行場を対象とする広域的な進入管制業務を実施する能力を有していなかったが、右合意中の「暫定的に」との趣旨は、日本側が当該能力を有するに至つた時点で

当然にこれら飛行場のレーダー進入管制業務が日本側に移管されるということではなく、その時点で改めて当該進入管制業務の実施について調整が図られるということである。

他方、日米合同委員会の合意により米国政府は日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定(昭和三十五年条約第七号。以下「日米地位協定」という。)に基づき使用を認められている飛行場及びその周辺の管制業務を行うことが認められていること、及び嘉手納飛行場は米軍にとつて極めて重要な施設及び区域であることにかんがみれば、嘉手納飛行場において実施されている広域的なレーダー進入管制業務を移管することは、現実問題として、相当困難であると考えられる。

なお、日米合同委員会合意の概要は必要に応じ明らかにされているが、合意文書自体は原則として不公表とされている。また、当該進入管制業務の移管の手順については、日本側が当該

管制業務を実施することとなった場合に検討されるべき問題であり、答えることは差し控えた
い。

三の 2 及び 8 について

米軍は、嘉手納タカン（北緯二十六度二十一分東経百二十七度四十六分）を中心とする半径五十マイル、高度二万フィート以下の空域及び久米島 NDB（北緯二十六度二十一分東経百二十六度四十三分）を中心とする半径三十マイル、高度五千フィート以下の空域を飛行する航空機に対しレーダー進入管制業務を実施している。

那覇空港において離着陸する航空機のうち、北側へ離陸するもの及び北側から着陸するものについては、嘉手納飛行場及び普天間飛行場において着陸する航空機との間に安全な間隔を設定するため、高度千フィートで飛行することとなる。（別紙図面参照）

那覇空港において離着陸する航空機が千フィートの高度で飛行する方式は、航空機の性能を

考慮して、技術的に十分安全な飛行方式として定められたものである。

三の 3 について

政府としては、沖縄本島におけるレーダー進入管制業務については、必要な施設及び要員体制を整備すれば、自ら行うことが可能であると考えている。

三の 7 について

政府としては、実務者レベルで、当該レーダー進入管制業務の移管について昭和五十八年十二月に米側に意向の打診を行ったところ、米側から本件は慎重に検討すべき問題であるとの回答を得ている。

これは、米側が当該移管は困難であるとの意向を示したものと考えている。

右の経緯もあるが、政府としては、今後とも、諸般の状況や要素を十分勘案して、米側との接触を含め適切に対処してまいりたい。

四の1について

日米地位協定第二条の規定により米国が使用を許されている空域及び日本国の領域近傍において、船舶、航空機等の航行の安全を図る等のために区域を指定して米国が使用する空域として告示されているもの（以下「米軍使用空域」という。）の名称等は、別表第一のとおりである。

また、自衛隊が使用する訓練空域及び試験空域として公示されているものの名称等は、別表第二のとおりである。

四の2について

レーダー覆域は、高度及び方位により複雑な形状を呈していることから、これを正確に測定することは困難であるが、米軍使用空域が那覇航空交通管制部のレーダー覆域に占める割合は、おおむね十ないし十五パーセント程度と承知している。

また、同レーダー覆域内には、自衛隊の訓練空域及び試験空域は設定されていない。

四の3について

いわゆるアルトラブ（空域の一時的留保）とは、一定の航空機の使用のために一時的に設定した一定の空域に、一定時間他の航空機が飛行しないようにする管制業務上の措置である。この措置は継続的なものでなく時間の経過により終了するものである。

アルトラブの設定位置等については、米軍の行動内容に関するもので申し上げられない。

四の4について

米軍使用空域及びアルトラブについては、米軍の円滑な活動を確保することは日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約（昭和三十五年条約第六号）の目的達成のために緊要であるとの観点から米軍の任務の所要を勘案しつつ、民間航空交通の安全の確保のため必要な調整を行ってきたが、今後とも、かかる調整を図っていく所存である。

四の 5 について

伊江島空域については、伊平屋及び伊是名の空港設置計画の具体化に併せ、必要となる民間航空機の飛行経路の確保について検討、調整を行っていく所存である。また、米軍が使用していないときは、レーダー進入管制業務を実施している米軍の指示に基づき民間航空機も当該空域を通過できることとなっており、状況に応じ適宜通過しているものと承知している。

五について

日米地位協定に係る航空問題については、日米合同委員会の下部機関として設置されている民間航空分科委員会において、必要に応じ、日米間で協議が行われることとなっている。

六の 1 について

民間航空機等と自衛隊機又は米軍機とが共用している飛行場の名称及び昭和六十一年の離着陸回数等は、次のとおりである。

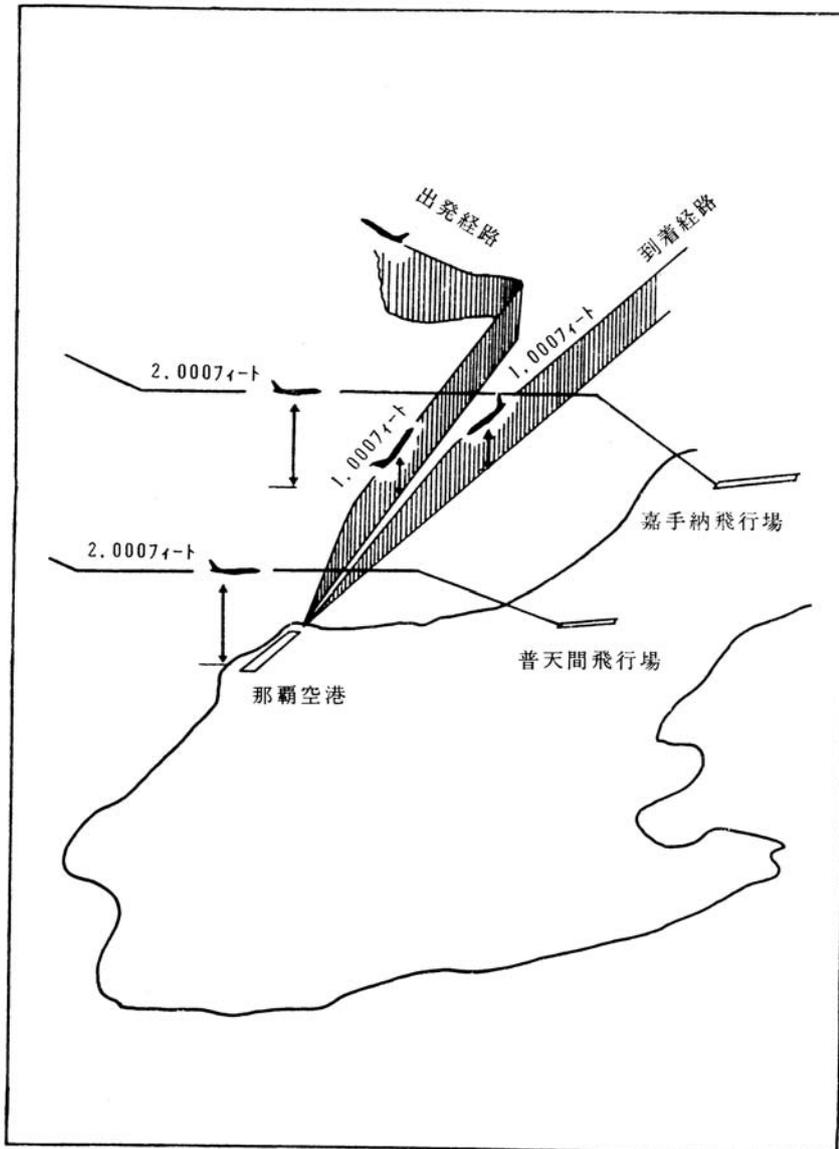
名 称	離 着 陸 回 数 (回)	民間航空機等と自衛隊機及び米軍機との 離着陸回数割合(パーセント)		乗 降 客 (人)
		民間航空機等	自衛隊機及び米軍機	
秋田空港	九、五四四	九九	一	六七五、八五二
山形空港	七、三八四	九二	八	四五二、二二七
新潟空港	一九、六五二	九〇	一〇	四一九、一六四
名古屋空港	六八、七一四	八一	一九	三、〇一五、〇六五
八尾空港	四八、二七四	七二	二八	〇
福岡空港	七五、五〇八	九六	四	九、二五七、一九四
長崎空港	三七、九九四	八〇	二〇	一、九六九、二七八
熊本空港	二七、七二六	六八	三二	一、五七〇、九四〇
那覇空港	七三、八五八	七一	二九	五、八四五、五二五
札幌飛行場	四七、三四二	二六	七四	一七一、一九五
千歳飛行場	六八、〇六一	七三	二七	八、八一、八〇〇
三沢飛行場	三八、〇三九	一一	八九	三九一、四七〇
小松飛行場	二六、四四八	二六	七四	一、三一七、六七一
美保飛行場	一一、七三〇	六〇	四〇	三六四、一〇〇
徳島飛行場	二一、五〇七	五三	四七	七九二、八八九

六の2について

現在のところ那覇空港の共用をやめる考えはないが、一般論としては、自衛隊の使用する飛

行場と民間の使用する飛行場は分離されていることが望ましいと考えており、その意味で、那覇空港についても、この問題を長期的には検討することはあり得ると考えている。

右答弁する。



域リチャ ー区		域リマ 区
区域 (1) 東北 緯一三四 度一七五 分、 東緯一四〇 度一七五 分、 区域の各点を順次に結ぶ線によつて囲まれる	区域 (1) 東北 緯一三三 度〇一分 三〇秒、 (2) 東北 緯一三三 度〇九分 〇〇秒、 (3) 東北 緯一三三 度〇四分 〇〇秒、 (4) 東北 緯一三三 度〇二分 〇〇秒、 (5) 東北 緯一三三 度〇二分 〇〇秒、 (6) 東北 緯一三三 度〇四分 〇〇秒、 (7) 東北 緯一三三 度〇五分 〇〇秒、 (8) 東北 緯一三三 度〇八分 〇〇秒、	区域 (3) 東北 緯一二九 度一〇分、 (4) 東北 緯一二八 度四六分、
公海の上空	公海の上空	公海の上空
射撃 海対海、 海対空	射撃 海対海、 海対空	射撃 海対海、 海対空
常時使用	六時 までの 五日 午前 六時 から 午後 六時 まで の 予 告 し て 土 曜 日 の 午 前 六 時 か ら 午 後 六 時 ま で の 間、 月 曜 日 か ら 金 曜 日 の 午 前 六 時 か ら 午 後 六 時 ま で の 間、	月曜 日から 金曜 日の 午前 六時 から 午後 六時 ま で の 間、
なし	なし	なし

<p>域訓州北 練空部 区戦本</p>	<p>域キ 口 区</p>	
<p>(5) (4) (3) (2) (1) 区域 次の各点を順次に結ぶ線によつて囲まれる</p> <p>東北緯 一四〇度五〇分 東北緯 一四〇度四〇分 東北緯 一四〇度三〇分 東北緯 一四〇度二〇分 東北緯 一四〇度一〇分</p>	<p>(4) (3) (2) (1) 区域 次の各点を順次に結ぶ線によつて囲まれる</p> <p>東北緯 一三五度三〇分 東北緯 一三五度一〇分 東北緯 一四一度一〇分 東北緯 一三五度一〇分 東北緯 一四〇度一〇分</p>	<p>(4) (3) (2) 東北緯 一三四度〇八分 東北緯 一三三度四四分 東北緯 一三三度二三分 東北緯 一三四度三一分</p>
<p>公海の上空</p>	<p>領空及び公海の上空</p>	
<p>空対空射撃</p>	<p>海対海、海対空射撃</p>	
<p>毎日午前七時から午後八時まで</p>	<p>止 本区域の使用は一時中</p>	
<p>一〇、六六メートル以下</p>	<p>六、〇九六メートル以下</p>	

鳥島射撃場	キャン ン・セ ン・ハ	
北緯二六度三六分、東経一二六度五〇分の 点を中心とした半径五海里の円形区域	<p>区域 次の各点を順次に結ぶ線によつて囲まれる</p> <p>(1) 北緯二七度五四分、東経二七度五八分</p> <p>(2) 北緯二七度三〇分、東経二七度五八分</p> <p>(3) 北緯二七度三一分、東経二七度五九分</p> <p>(4) 北緯二七度三二分、東経二七度五九分</p> <p>(5) 北緯二七度五二分、東経二七度五二分</p>	<p>(1) 北緯二六度五一分五秒、東経二八度〇一分五秒</p> <p>(2) 北緯二七度四八分三秒、東経二七度五七分二秒</p> <p>(3) 北緯二七度四〇分〇秒、東経二七度三六分〇秒</p> <p>(4) 北緯二七度三一分〇〇秒、東経二七度三一分〇〇秒</p> <p>(5) 北緯二七度三二分二秒、東経二七度三二分二秒</p> <p>(6) 北緯二七度四七分四秒、東経二七度四七分四秒</p>
領空	領空	
空地射撃	射撃訓練	
午前六時から午後二時まで	常時使用	
四、六七〇メートル以下	九一メートル以下	

赤尾嶼射撃場	黄尾嶼射撃場	久米島射撃場	出砂島射撃場
北緯二五度五四分、東経一二四度三四分の点を中心とした半径五海里の円形区域	黄尾嶼の陸岸から一〇〇メートルの線によつて囲まれる区域	次の各点を結ぶ線によつて囲まれる区域 (1) 北緯二六度二七分、東経二六度四八分 (2) 北緯二六度二七分、東経二六度五六分 (3) 北緯二六度二二分、東経二六度五六分 (4) 北緯二六度二二分、東経二六度四八分	次の各点を結ぶ線によつて囲まれる区域 (1) 北緯二六度二七分、東経二六度五六分 (2) 北緯二七度〇七分、東経二六度二七分 (3) 北緯二六度一二分、東経二七度〇七分 (4) 北緯二六度一二分、東経二六度五六分
領空	領空	領空	領空
海対地射撃及び空対地射撃	空対地射撃	空対地射撃	空対地射撃
常時使用	原則として午前七時から午後五時まで	月曜日から土曜日までの午前六時から午後一時まで	月曜日から土曜日までの午前六時から午後一時まで
一、二メートル以下	一、二メートル以下	四、六七〇メートル以下(四、六七〇メートルを超えるものは航空情報)による	四、六七〇メートル以下

<p>域訓デ・デイ 練イイイ 区アンン</p>	<p>区ル・ホ 域訓ホ 練テ</p>	<p>撃島沖 場射大 爆東</p>
<p>(4) (3) (2) (1) 区域 次の各点を順次に結ぶ線によつて囲まれる</p> <p>東北 東北 東北 東北 経緯 経緯 経緯 経緯 一三 一三 一三 一三 三四 三五 一四 〇四 度度 度度 度度 度度 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 分分 分分 分分 分分 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 秒秒 秒秒 秒秒 秒秒</p>	<p>(4) (3) (2) (1) 区域 次の各点を順次に結ぶ線によつて囲まれる</p> <p>東北 東北 東北 東北 経緯 経緯 経緯 経緯 一三 一三 一三 一三 二六 二七 二九 二八 度度 度度 度度 度度 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 分分 分分 分分 分分</p>	<p>区域 第一区域 第一区域の点を中心とした半径三海里の円形</p> <p>区域 第二区域 第二区域の点を中心とした半径五海里の円形</p>
<p>領空及び公海の上空</p>	<p>公海の上空</p>	<p>領空</p>
<p>海対海、海対空、空対空の射撃</p>	<p>海対海、海対空、空対空の射撃及び空対海射撃</p>	<p>海対地射撃及び空対地射撃</p>
<p>午前六時から午後六時まで</p>	<p>午前六時から午後八時まで</p>	<p>常時使用</p>
<p>なし</p>	<p>なし</p>	<p>なし</p>

<p>区フ・ゴ 域訓ゴル 練ルフ</p>		<p>区ク・マ 域訓マイ 練イク</p>
<p>区次の各点を順次に結ぶ線によつて囲まれる</p> <p>(2) 東北緯 一三一度四二分、 東北緯 一三五度四分</p> <p>(1) 東北緯 一三〇度四五分、 東北緯 一二五度四一分</p>	<p>区次の各点を順次に結ぶ線によつて囲まれる</p> <p>(7) 東北緯 一三〇度四三分〇〇秒、 東北緯 一二四度五三分〇〇秒</p> <p>(6) 東北緯 一三〇度四五分〇〇秒、 東北緯 一二五度四一分〇〇秒</p> <p>(5) 東北緯 一三〇度四三分〇〇秒、 東北緯 一二五度四三分〇〇秒</p> <p>(4) 東北緯 一三〇度四一分〇〇秒、 東北緯 一二五度四四分〇〇秒</p> <p>(3) 東北緯 一二九度四四分〇〇秒、 東北緯 一二五度四四分〇〇秒</p> <p>(2) 東北緯 一二九度四二分二六秒、 東北緯 一二五度四二分二六秒</p> <p>(1) 東北緯 一二八度五二分〇〇秒、 東北緯 一二五度四二分〇〇秒</p>	<p>(6) 東北緯 一三一度一〇分三三秒、 東北緯 一二四度〇七分一八秒</p> <p>(5) 東北緯 一三一度二二分四六秒、 東北緯 一二四度〇二分〇〇秒</p>
<p>公海の上空</p>	<p>公海の上空</p>	<p>公海の上空</p>
<p>空対空射撃</p>	<p>海対海、海対空、 空対空の射撃及 び空対海射撃</p>	<p>海対海、海対空、 空対空の射撃及 び空対海射撃</p>
<p>よる ノータム(航空情報)に</p>	<p>午前六時から午後六時 まで</p>	<p>午前六時から午後六時 まで</p>
<p>下メートル以</p>	<p>なし</p>	<p>なし</p>

沖繩訓練南 区域	沖繩訓練北 区域
<p>区域 次の各点を順次に結ぶ線によつて囲まれる</p> <p>(3) 東北緯 二二八度四〇分〇〇秒、 東北緯 二二四度一六分三〇秒、 東北緯 二二七度三五分〇〇秒、 (2) 東北緯 二二四度一六分三〇秒、 東北緯 二二七度三五分〇〇秒、 (1) 東北緯 二二五度一四分〇〇秒、 東北緯 二二七度三五分〇〇秒、</p>	<p>区域 次の各点を順次に結ぶ線によつて囲まれる</p> <p>二二〇海里、二七度四分〇〇秒、 二二〇海里、二七度四分〇〇秒、 二二〇海里、二七度四分〇〇秒、 二二〇海里、二七度四分〇〇秒、 二二〇海里、二七度四分〇〇秒、 (5) 東北緯 二二七度二五分四二秒、 (4) 東北緯 二二七度〇八分〇〇秒、 (3) 東北緯 二二七度五七分〇〇秒、 (2) 東北緯 二二六度三九分一二秒、 (1) 東北緯 二二七度〇五分一二秒、 東北緯 二二六度四三分〇六秒、</p>
公海の上空	公海の上空
空対空射撃	空対空射撃
常時使用	常時使用
なし	なし

備考 空域については、面積による表示は適当でない。

<p>域フア ア 区 ル</p>	
<p>区 域</p> <p>次の各点を順次に結ぶ線によつて囲まれる</p> <p>(1) 北緯 二六度五三分、 東経 二八度五五分、</p> <p>(2) 北緯 二七度二四分、 東経 二九度一五分、</p> <p>(3) 北緯 二七度二九分、 東経 二九度三五分、</p> <p>(4) 北緯 二七度三三分、 東経 三〇度〇〇分、</p> <p>(5) 北緯 二七度〇六分、 東経 三〇度一五分、</p> <p>(6) 北緯 二七度〇六分、 東経 二九度一〇分、</p>	<p>(4) 北緯 二五度〇四分三〇秒、 東経 二八度四〇分〇〇秒、</p> <p>(5) 北緯 二五度一四分〇〇秒、 東経 二八度三〇分〇〇秒、</p>
<p>公海の上空</p>	
<p>空対空戦技訓練</p>	
<p>午前六時から午後八時まで</p>	
<p>九〇メートル以上 八〇メートル以上 一三〇メートル以上 下</p>	

別表第二

名称	区 域	領空等区分	使用目的	使用時間	高度制限
A空域 1(A)	区域 次の各点を順次に結ぶ線によつて囲まれる (1) 北緯 四三度一七分、東経 一四五度〇〇分 (2) 北緯 一四三度〇〇分、東経 一四五度〇〇分 (3) 北緯 一四三度〇〇分、東経 一四二度二〇分 (4) 北緯 一四三度一七分、東経 一四二度〇六分	領空	訓練及び試験飛行	毎日午前七時から午後九時まで	二四、〇〇 フイ ト 以上
2(A) 1	区域 次の各点を順次に結ぶ線によつて囲まれる (1) 北緯 四四度一七分、東経 一四二度五〇分 (2) 北緯 一四三度三六分、東経 一四二度五〇分 (3) 北緯 一四三度一七分、東経 一四二度三四分 (4) 北緯 一四三度一七分、東経 一四二度〇六分 (5) 北緯 一四三度三〇分、東経 一四一度五五分	領空	訓練及び試験飛行	毎日午前七時から午後九時まで	二〇、〇〇 フイ ト 以上

2 3 (A)				2 2 (A)							
(4)	(3)	(2)	(1)	(6)	(5)	(4)	(3)	(2)	(1)	(7)	(6)
東北 緯一 四三 度一 六分	東北 緯一 四五 度一 七分	東北 緯一 四五 度一 七分	東北 緯一 四三 度三 六分	東北 緯一 四二 度五 七分	東北 緯一 四二 度五 七分	東北 緯一 四二 度三 四分	東北 緯一 四三 度一 七分	東北 緯一 四三 度三 一分	東北 緯一 四三 度三 一分	東北 緯一 四二 度一 一分	東北 緯一 四三 度二 五分
区域の各点を順次に結ぶ線によつて囲まれる				区域の各点を順次に結ぶ線によつて囲まれる							
領空及び公海の上空				領空及び公海の上空							
訓練及び試験飛行				訓練及び試験飛行							
九時 まで				九時 まで				毎日午前七時から午後			
以上				以上				二〇、 フイ ト			

1) (B) B空域		3) (A) 1)
<p>区域の各点を順次に結ぶ線によつて囲まれる ただし、R-129及びR-131を除く</p>	<p>(5) 東北緯一四二度〇〇分、東経一四二度〇〇分、 (4) 東北緯一四二度〇〇分、東経一四二度〇〇分、 (3) 東北緯一四二度〇〇分、東経一四二度〇〇分、 (2) 東北緯一四二度〇〇分、東経一四二度〇〇分、 (1) 東北緯一四二度〇〇分、東経一四二度〇〇分、</p>	<p>区域の各点を順次に結ぶ線によつて囲まれる</p> <p>(5) 東北緯一四三度三〇分、東経一四三度三〇分、 (1) 東北緯一四三度三〇分、東経一四三度三〇分、 (2) 東北緯一四三度三〇分、東経一四三度三〇分、 (3) 東北緯一四三度三〇分、東経一四三度三〇分、 (4) 東北緯一四三度三〇分、東経一四三度三〇分、</p>
領空及び公海上空		領空及び公海上空
訓練及び試験飛行		訓練及び試験飛行
毎日午前七時から午後九時まで		毎日午前七時から午後九時まで
なし		二〇、 フイート 以上

3(B)		2(B)	
(2)	(1)	(3)	(2)
東北緯 一四二度五七分	東北緯 一四〇度五三分 東緯 一四三度一四分	東北緯 一四三度三〇分	東北緯 一四二度二三分 東緯 一四三度五〇分
区域 次の各点を順次に結ぶ線によつて囲まれる		区域 次の各点を順次に結ぶ線によつて囲まれる	
領空及び公海の上空		領空及び公海の上空	
訓練及び試験飛行		訓練及び試験飛行	
毎日午前七時から午後九時まで		毎日午前七時から午後九時まで	
なし		一〇一、 一〇〇、 一〇 以上	

1) C C 空域						
(6)	(5)	(4)	(3)	(2)	(1)	(7)
東北 緯一 三三 八度 二〇 五分	東北 緯一 三三 九度 〇〇 分	東北 緯一 四〇 度四 〇分	東北 緯一 四一 度二 六分	東北 緯一 四一 度三 〇分	東北 緯一 四二 度〇 〇分	東北 緯一 四二 度二 二分
						東北 緯一 四〇 度一 六分
						東北 緯一 四二 度一 四分
						東北 緯一 四二 度一 五分
						東北 緯一 三九 度四 八分
						東北 緯一 四二 度一 一分
						東北 緯一 四〇 度〇 〇分
						東北 緯一 四二 度三 五分
区域、次の各点を順次に結ぶ線によつて囲まれる ただし、R-122及びC-2を除く						
領空及び公海の上空						
訓練及び試験飛行						
毎日午前七時から午後九時まで						
なし						

1) (D) D 空域	3) (C) C	2) (C) C
<p>区域、次の各点を順次に結ぶ線によつて囲まれる、ただし、R-532を除く</p> <p>(1) 北緯一四三度五四分〇〇秒、東経一四〇度三二分〇〇秒</p> <p>(2) 北緯一四三度四七分〇〇秒、東経一四三度四七分〇〇秒</p> <p>(3) 北緯一四二度五八分〇〇秒、東経一四二度五八分〇〇秒</p> <p>(4) 北緯一四二度五四分二一秒、東経一四二度五四分二一秒</p>	<p>区域、次の各点を順次に結ぶ線によつて囲まれる</p> <p>(1) 北緯一四四度〇〇分、東経一四一度二六分</p> <p>(2) 北緯一四三度三五分、東経一四一度二五分</p> <p>(3) 北緯一四三度一〇分、東経一四〇度四〇分</p>	<p>次の(1)及び(2)の区域</p> <p>(1) 奥尻NDBと北緯四一度五四分四〇秒の両側一〇海里の区域</p> <p>(2) 奥尻NDBを中心とする半径一五海里の円内の区域、ただし、(1)に係る部分を除く</p>
領空及び公海の上空	領空及び公海の上空	領空及び公海の上空
訓練及び試験飛行	訓練及び試験飛行	訓練及び試験飛行
毎日前七時から午後一時まで	毎日前七時から午後九時まで	一月一日から三月三十一日までの間は、毎日前七時から午後一時まで及び四月一日から九月までの間は、毎日前七時から午後一時まで及び十月一日から十二月三十一日までの間は、毎日前七時から午後一時まで及び午後二時三十分から午後九時まで
二〇、 〇フイ ート 未満	二四、 〇フイ ート 以上	一五、 〇フイ ート 以下

2) D

(5)	(4)	(3)	(2)	(1)	区域	(12)	(11)	(10)	(9)	(8)	(7)	(6)	(5)
東北 緯一 四二 度四 〇分 二六 秒	東北 緯一 四一 度五 五分 三七 秒	東北 緯一 四一 度五 〇分 〇〇 秒	東北 緯一 三八 度一 四分 〇〇 秒	東北 緯一 三九 度五 四分 二八 秒	次の 各点 を順 次に 結ぶ 線に よつ て囲 まれ る	東北 緯一 四〇 度三 二分 三七 秒	東北 緯一 四〇 度五 七分 〇〇 秒	東北 緯一 四〇 度三 五分 〇〇 秒	東北 緯一 三九 度一 一分 〇〇 秒	東北 緯一 四二 度四 八分 〇〇 秒	東北 緯一 三九 度一 〇分 一〇 秒	東北 緯一 四一 度五 五分 三七 秒	東北 緯一 三八 度一 〇分 〇〇 秒

公海の上空

訓練及び試験飛行

毎九時前七時から午後
航空交通管制部が東京後
統制隊から調整を受
け統制隊から調整を受

二〇フイ、ト
〇上フイ、ト
一〇上フイ、ト
一〇下フイ、ト

3) D

区域 次の各点を順次に結ぶ線によつて囲まれる

領空及び公海の上空

訓練及び試験飛行

毎九時前七時から午後
日午前の管制部が東京
航空交通の管制部が東京
統制隊から調整を受
け承認する時間

二〇、
一〇、
以上、
以下、
ト、
フ、
イ、
ト

4) D

区域 次の各点を順次に結ぶ線によつて囲まれる

領空及び公海の上空

訓練及び試験飛行

- (1) 北緯 四〇度三二分〇〇秒、
東経 一四三度五四分〇〇秒
- (2) 北緯 四〇度三二分二七秒、
東経 一四三度五二分三九秒
- (3) 北緯 四〇度三二分二七秒、
東経 一四三度五二分三九秒
- (4) 北緯 四〇度三二分二七秒、
東経 一四三度五二分三九秒
- (5) 北緯 四〇度三二分二七秒、
東経 一四三度五二分三九秒
- (6) 北緯 四〇度三二分二七秒、
東経 一四三度五二分三九秒
- (7) 北緯 四〇度三二分二七秒、
東経 一四三度五二分三九秒
- (8) 北緯 四〇度三二分二七秒、
東経 一四三度五二分三九秒
- (9) 北緯 四〇度三二分二七秒、
東経 一四三度五二分三九秒
- (10) 北緯 四〇度三二分二七秒、
東経 一四三度五二分三九秒

毎九時前七時から午後
日午前の管制部が東京
航空交通の管制部が東京
統制隊から調整を受
け承認する時間

二〇、
一〇、
以上、
以下、
ト、
フ、
イ、
ト

2) (E)	1) (E) E空域
<p>(1) 区域、次の各点を順次に結ぶ線によつて囲まれる ただし、R-121を除く 東北緯一四三度三分、 東経一四一度五分</p> <p>(2) 東北緯一四三度三分、 東経一四一度五分</p> <p>(3) 東北緯一四三度一分、 東経一四一度四分</p> <p>(4) 東北緯一四三度四分、 東経一四一度五分</p> <p>(5) 東北緯一四三度三分、 東経一四一度五分</p>	<p>(3) 東北緯一四三度二分五〇秒、 東経一四二度一分五〇秒</p> <p>(4) 東北緯一四三度一分一〇秒、 東経一四二度二分五〇秒</p> <p>(5) 東北緯一四三度四分一〇秒、 東経一四二度一分一〇秒</p> <p>(6) 東北緯一四三度三分一〇秒、 東経一四二度二分五〇秒</p> <p>(7) 東北緯一四三度五分一〇秒、 東経一四二度七分一〇秒</p>
領空及び公海の上空	公海の上空
訓練及び試験飛行	訓練及び試験飛行
<p>毎日前七時から午後九時までの間で、航空交通管制部が使用 統制部隊から調整を受ける時間</p>	ノータム(航空情報)による
以下、 八〇、 一〇〇 ト	以下、 八〇、 一〇〇 ト

G 空域	3 (E
<p>(1) 区域、次の各点を順次に結ぶ線によつて囲まれる ただし、R-141を除く 北緯 三八度三五分、 東経 一三三度〇〇分</p>	<p>区域、次の各点を順次に結ぶ線によつて囲まれる</p> <p>(1) 北緯 三六度四九分、 東経 一四一度〇七分、</p> <p>(2) 北緯 三七度〇五分、 東経 一四二度〇七分、</p> <p>(3) 北緯 三七度五八分、 東経 一四二度二八分、</p> <p>(4) 北緯 三七度五八分、 東経 一四二度二三分、</p> <p>(5) 北緯 三七度四一分、 東経 一四一度五八分、</p> <p>(6) 北緯 三七度〇三分、 東経 一四一度〇九分、</p>
領空及び公 海の上空	領空及び公 海の上空
訓練及び試験飛 行	訓練及び試験飛 行
毎日午前七時から午後 九時まで	毎日午前七時から午後 九時までの間で、東京 航空交通管制部が使用 統制隊から調整を受 けて承認する時間
なし	八〇、 一〇〇 フィート 以下

J 空域	1) J 	2) J
<p>(6) 東北緯 一三九度二六分〇〇秒、 (5) 東北緯 一三八度四六分〇〇秒、 (4) 東北緯 一三六度一八分〇〇秒、</p>	<p>区域 次の各点を順次に結ぶ線によつて囲まれる (1) 東北緯 一三五度四七分、 東経 一三六度五四分、 (2) 東北緯 一三六度二一分、 東経 一三六度四〇分、 (3) 東北緯 一三六度二五分、 東経 一三六度四八分、 (4) 東北緯 一三六度二四分、 東経 一三六度五二分、 (5) 東北緯 一三六度一三分、 東経 一三七度一七分、</p>	<p>区域 次の各点を順次に結ぶ線によつて囲まれる (1) 東北緯 一三六度二五分、 東経 一三六度四八分、 (2) 東北緯 一三六度二四分、 東経 一三六度五二分、 (3) 東北緯 一三六度三〇分、 東経 一三七度二一分、</p>
領空	領空	領空
行訓練及び試験飛	行訓練及び試験飛	行訓練及び試験飛
毎日午前七時から午後九時まで	毎日午前七時から午後九時まで	毎日午前七時から午後九時まで
一四、〇〇 以下 〇フイ ト	一六、〇〇 以上 〇フイ ト	一六、〇〇 以上 〇フイ ト

<p>1) (K) K空域</p>	<p>3) (J) J空域</p>
<p>区域 次の各点を順次に結ぶ線によつて囲まれる</p> <p>(5) 東北緯 一三三度二二分〇〇秒、 東北経 一三六度二二分〇〇秒、</p> <p>(4) 東北緯 一三三度二二分〇〇秒、 東北経 一三八度二二分〇〇秒、</p> <p>(3) 東北緯 一三三度二二分〇〇秒、 東北経 一三七度二二分〇〇秒、</p> <p>(2) 東北緯 一三三度二二分〇〇秒、 東北経 一三七度二二分〇〇秒、</p> <p>(1) 東北緯 一三三度二二分〇〇秒、 東北経 一三七度二二分〇〇秒、</p>	<p>区域 次の各点を順次に結ぶ線によつて囲まれる</p> <p>(5) 東北緯 一三三度二二分〇〇秒、 東北経 一三六度二二分〇〇秒、</p> <p>(4) 東北緯 一三三度二二分〇〇秒、 東北経 一三七度二二分〇〇秒、</p> <p>(3) 東北緯 一三三度二二分〇〇秒、 東北経 一三七度二二分〇〇秒、</p> <p>(2) 東北緯 一三三度二二分〇〇秒、 東北経 一三七度二二分〇〇秒、</p> <p>(1) 東北緯 一三三度二二分〇〇秒、 東北経 一三七度二二分〇〇秒、</p> <p>(4) 東北緯 一三三度二二分〇〇秒、 東北経 一三七度二二分〇〇秒、</p>
<p>領空及び公海の上空</p>	<p>領空</p>
<p>訓練及び試験飛行</p>	<p>訓練及び試験飛行</p>
<p>毎日午前七時から午後四時三〇分まで</p>	<p>毎日午前七時から午後九時まで</p>
<p>二四、〇〇 フイート 未満</p>	<p>一九、〇〇 フイート 以下</p>

L 空域	2 (K
<p>(1) 区域の各点を順次に結ぶ線によつて囲まれる ただし、R-109を除く 北緯一三二度〇四分、 東経一三二度〇八分</p>	<p>ただし、次の各点を順次に結ぶ線によつて 囲まれる区域</p> <p>(1) 北緯一三四度三一分〇〇秒、 東経一三七度五六分〇〇秒、 北緯一三四度二八分〇〇秒、 東経一三八度一二分〇〇秒、 北緯一三四度二〇分三〇秒、 東経一三七度五一分二〇秒、 北緯一三七度四三一分〇〇秒、 東経一三七度四〇分 (2) 北緯一三四度二八分 東経一三七度二七分 (3) 北緯一三四度三一分 東経一三七度四〇分 (4) 北緯一三七度五一分 東経一三四度三〇分 (5) 北緯一三七度四八分 東経一三四度二三分 (6) 北緯一三三度五八分 東経一三六度三五分</p>
公海の上空	領空及び公海の上空
訓練及び試験飛行	訓練及び試験飛行
毎日前七時から午後一時まで	毎日前七時から午後四時三〇分まで
なし	<p>以下 一五、〇〇 フイート</p> <p>二四、〇〇 フイート 以上</p>

	(N) N空域
<p style="text-align: center;">(8) (7) (6) (5) (4) (3) (2)</p> <p>東北 東北 東北 東北 東北 東北 東北 経緯 経緯 経緯 経緯 経緯 経緯 経緯 一三一 一三二 一三三 一三四 一三五 一三六 一三七 二二 二二 二二 二二 二二 二二 二二 度度 度度 度度 度度 度度 度度 度度 四分 四分 四分 四分 四分 四分 四分 分分 分分 分分 分分 分分 分分 分分 秒秒 秒秒 秒秒 秒秒 秒秒 秒秒 秒秒</p>	<p style="text-align: center;">(5) (4) (3) (2) (1)</p> <p>東北 東北 東北 東北 東北 経緯 経緯 経緯 経緯 経緯 一三二 一三三 一三四 一三五 一三六 二二 二二 二二 二二 二二 度度 度度 度度 度度 度度 四分 四分 四分 四分 四分 分分 分分 分分 分分 分分 秒秒 秒秒 秒秒 秒秒 秒秒</p> <p style="text-align: center;">区域 次の各点を順次に結ぶ線によつて囲まれる</p>
	領空及び公海の上空
	訓練及び試験飛行
	毎日午前七時から午後一時まで
	なし

2 (N) (2)					2 (N) (1)								
(3)	(2)	(1)	区域	(5)	(4)	(3)	(2)	(1)	区域	(9)	(8)	(7)	(6)
東北 緯一 三二 度一 八分 五九 秒	東北 緯一 三五 度一 五分 〇〇 秒	東北 緯一 三〇 度二 〇分 一八 秒	次の 各点 を順 次に 結ぶ 線に よつ て囲 まれる	東北 緯一 二九 度三 八分 一七 秒	東北 緯一 二九 度五 二分 〇〇 秒	東北 緯一 二九 度五 六分 二四 秒	東北 緯一 三一 度〇 五分 二二 秒	東北 緯一 三〇 度一 二分 一〇 秒	次の 各点 を順 次に 結ぶ 線に よつ て囲 まれる	東北 緯一 二九 度四 〇分 〇〇 秒	東北 緯一 二九 度二 七分 一〇 秒	東北 緯一 二九 度四 〇分 〇〇 秒	東北 緯一 二九 度五 一分 五九 秒
領空及び公 海の上空					公海の上空								
訓練及び試験飛 行					訓練及び試験飛 行								
毎九時までの管制が、午後 九時までの管制が、福岡 航空交通管制部が使用 統制隊から調整を受 け承認する時間					毎九時までの管制が、午後 九時までの管制が、福岡 航空交通管制部が使用 統制隊から調整を受 け承認する時間								
二四、 〇〇、 〇八一 以上、 〇八一 以下					二四、 〇〇、 〇八一 以上、 〇八一 以下								

2
3
(N
|

(7)	(6)	(5)	(4)	(3)	(2)	(1)	○五区 ○海域 ○フ以 ○イ内 ○ト直 以下上 の空岩 域のN をD 中心 とす る半 径	(7)	(6)	(5)	(4)
東北 経緯 一三 三五 度一 二分 一〇 秒	東北 経緯 一三 三五 度〇 五分 〇〇 秒	東北 経緯 一三 三五 度〇 一分 〇〇 秒	東北 経緯 一三 三四 度五 一分 四分 秒	東北 経緯 一三 三四 度四 七分 五九 秒	東北 経緯 一三 三五 度二 〇分 二三 秒	東北 経緯 一三 三五 度一 七分 五九 秒	東北 経緯 一三 三五 度二 七分 〇五 秒	東北 経緯 一三 三五 度〇 一分 〇〇 秒	東北 経緯 一三 三五 度〇 五分 〇〇 秒	東北 経緯 一三 三五 度〇 五分 三三 秒	東北 経緯 一三 三五 度一 二分 一〇 秒

領空及
海上空
公

訓練及
び試験
飛行

毎九時
日午前
七時
から
午後
福岡
使用
調整
が受
け統
制承
認す
る時
間

〇八
フ、
イ〇
ト〇
以下

(11)	(10)	(9)	(8)	(7)	(6)	(5)	(4)	(3)	(2)	(1)	試験以下直五区
東北	東北	東北	東北	東北	東北	東北	東北	東北	東北	東北	域、次
緯	緯	緯	緯	緯	緯	緯	緯	緯	緯	緯	の各
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	点を
三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	順次
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	に結
度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	ぶ線
三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	によ
分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	つて
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	囲ま
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	れる
秒	秒	秒	秒	秒	秒	秒	秒	秒	秒	秒	

領空及び公
海上空

訓練及び試験飛
行

毎日午前七時から午後
九時までの間で、福岡
航空交通管制部が使用
統制隊から調整を受
けて承認する時間

以下
〇〇、
〇〇、
〇〇

1) P P 空域											
(9)	(8)	(7)	(6)	(5)	(4)	(3)	(2)	(1)	除区域、次の各点を順次に結ぶ線によつて囲まれる	(13)	(12)
東北 経緯 一三 二九 度〇〇 分	東北 経緯 一三 二九 度二〇 分	東北 経緯 一三 二九 度〇〇 分	東北 経緯 一三 二八 度三〇 分	東北 経緯 一三 二七 度三〇 分	東北 経緯 一三 二七 度二〇 分	東北 経緯 一三 二八 度〇〇 分	東北 経緯 一三 二九 度一八 分	東北 経緯 一三 二九 度三五 分		東北 経緯 一三 二五 度五〇 分	東北 経緯 一三 二五 度四〇 分
海領空及び公											
行訓練及び試験飛											
九時 午前七時 まで											
なし											

3) (P)					2) (P)						
(5)	(4)	(3)	(2)	(1)	(5)	(4)	(3)	(2)	(1)	(11)	(10)
東北緯 一三三度 二八度 三〇分	東北緯 一三三度 二九度 〇〇分	東北緯 一三三度 二九度 二二分	東北緯 一三二度 二九度 三五分	東北緯 一三二度 二九度 〇〇分	東北緯 一三二度 二九度 〇〇分	東北緯 一三二度 二九度 三五分	東北緯 一三二度 二九度 〇〇分	東北緯 一三二度 二九度 五〇分	東北緯 一三二度 二九度 三五分	東北緯 一三二度 二八度 三〇分	東北緯 一三三度 二八度 三〇分
区域、次の各点を順次に結ぶ線によつて囲まれる ただし、R-105を除く					区域、次の各点を順次に結ぶ線によつて囲まれる ただし、R-105を除く						
領空及び公海の上空					領空及び公海の上空						
訓練及び試験飛行					訓練及び試験飛行						
毎日午前七時から午後九時まで					毎日午前七時から午後九時まで						
以上					以上						

4) P
|

(11)	(10)	(9)	(8)	(7)	(6)	(5)	(4)	(3)	(2)	(1)	(6)
東北緯 一三二 八度三 〇分〇 〇秒	東北緯 一三七 五度五 六分三 五秒	東北緯 一三七 四度三 〇分一 一〇秒	東北緯 一三七 四度一 一分三 九秒	東北緯 一三二 八度一 四分三 九秒	東北緯 一三二 八度四 〇分四 〇秒	東北緯 一三二 八度五 六分一 三秒	東北緯 一三二 九度三 二分三 八秒	東北緯 一三二 九度四 三分一 三秒	東北緯 一三二 九度三 五分〇 〇秒	東北緯 一三三 九度二 八分〇 四秒	東北緯 一三二 八度三 〇分

区域の各点を順次に結ぶ線によつて囲まれる
P-3と重複する部分は、P-1、P-2及び
P-3の区域から除く

領空及び公
海の上空

訓練及び試験飛
行

毎日午前七時から午後
九時までの間で、福岡
航空交通管制部が使用
統制部隊から調整を受
けて承認する時間

二〇一
フイー
ト

5
P
|

(10)	(9)	(8)	(7)	(6)	(5)	(4)	(3)	(2)	(1)	びP区 P 3のた 3の重復す 3の区域から除く	次の各点を順次に結ぶ線によつて囲まれる P 5とP 1、P 2及び P 1、P 2及び	(13)	(12)
東北 経緯 一 二 七 度 三 〇 分 〇 〇 秒	東北 経緯 一 二 七 度 三 〇 分 〇 〇 秒	東北 経緯 一 二 七 度 二 〇 分 二 一 秒	東北 経緯 一 二 七 度 一 六 分 一 七 秒	東北 経緯 一 二 八 度 一 五 分 四 七 秒	東北 経緯 一 二 八 度 五 六 分 一 三 秒	東北 経緯 一 二 九 度 三 二 分 三 八 秒	東北 経緯 一 二 九 度 四 三 分 一 三 秒	東北 経緯 一 二 九 度 四 〇 分 〇 〇 秒	東北 経緯 一 三 度 一 七 分 二 四 秒		東北 経緯 一 二 八 度 四 七 分 三 二 秒	東北 経緯 一 二 八 度 四 〇 分 四 八 秒	

領空及び公
海の上空

訓練及び試験飛
行

毎九時までの間は、福岡
航空交通管制部が使用
統制隊から調整を受
けて承認する時間

二一〇
〇、
フ
ィ
ー
ト

6) P

- 次の各点を順次に結ぶ線によつて囲まれる区域、ただし、P|6とP|1及びP|3の各区域と重複する部分は、P|1及びP|3の各区域から除く
- (1) 北緯 三三度五〇分四六秒、東経 一二九度二〇分一六秒、
 - (2) 北緯 三三度五〇分〇〇秒、東経 一二九度二二分〇〇秒、
 - (3) 北緯 三三度三三分〇九秒、東経 一二九度二五分〇〇九秒、
 - (4) 北緯 三三度三一分四一秒、東経 一二九度一分五九秒、
 - (5) 北緯 三三度二九分三九秒、東経 一二八度五三分四四秒、
 - (6) 北緯 三三度二二分一四秒、東経 一二八度一分一三秒、
 - (7) 北緯 三三度二分〇三秒、東経 一二八度〇九分二七秒、
 - (8) 北緯 三三度四分四〇秒、東経 一二八度二七分五五秒、
 - (9) 北緯 三三度四分四〇秒、東経 一二八度二七分五五秒、
 - (10) 北緯 三三度四分四〇秒、東経 一二八度二七分五五秒、
 - (11) 北緯 三三度四分二〇秒、東経 一二七度三三分四八秒、
 - (12) 北緯 三三度三五分二四秒、東経 一二七度四一分一八秒、
 - (13) 北緯 三三度四分〇〇秒、東経 一二八度二九分五九秒、
 - (14) 北緯 三三度四分一〇秒、東経 一二八度四分二九秒、

領空及び公海の上空

訓練及び試験飛行

毎日午前七時から午後九時までの間で、福岡航空交通管制部が使用統制隊から調整を受け承認する時間

二〇一〇年
十一月
以上

4 N O . 空域		3 N O . 空域
区域 次の各点を順次に結ぶ線によつて囲まれる	<p>区域 次の各点を順次に結ぶ線によつて囲まれる</p> <p>(3) 東北緯一四〇度四分、東経一三六度四七分、</p> <p>(2) 東北緯一三九度五四分、東経一三六度五五分、</p> <p>(1) 東北緯一三九度五二分、東経一三六度四一分、</p> <p>区域 次の各点を順次に結ぶ線によつて囲まれる</p> <p>(5) 東北緯一三八度二五分、東経一三六度二〇分、</p> <p>(4) 東北緯一三八度四六分、東経一三六度〇九分、</p> <p>(3) 東北緯一三九度五二分、東経一三六度四一分、</p> <p>(2) 東北緯一三九度五四分、東経一三六度五五分、</p> <p>(1) 東北緯一三七度一九分、東経一三九度三〇分、</p>	<p>(3) 東北緯一三七度二八分、東経一三九度五二分、</p> <p>(2) 東北緯一四〇度〇九分、東経一三七度五一分、</p>
領空	領空	領空
行訓練及び試験飛	行訓練及び試験飛	行訓練及び試験飛
九時まで 毎日午前七時から午後	九時まで 毎日午前七時から午後	九時まで 毎日午前七時から午後
○一、 ○一、 ○一、 ト 以下	八、 ○、 ○、 ト 以下	○一、 ○、 ○、 ト 以下

(4)	(3)	(2)	(1)	区域	(5)	(4)	(3)	(2)	(1)	区域	(3)	(2)	(1)
東北	東北	東北	東北	次の各点を順次に結ぶ線によつて囲まれる	東北	東北	東北	東北	東北	次の各点を順次に結ぶ線によつて囲まれる	東北	東北	東北
緯一	緯一	緯一	緯一		緯一	緯一	緯一	緯一	緯一		緯一	緯一	緯一
三三	三三	三三	三三		三三	三三	三三	三三	三三		三三	三三	三三
七五	七五	七五	七五		七五	七五	七五	七五	七五		七五	七五	七五
度〇	度〇	度〇	度〇		度〇	度〇	度〇	度〇	度〇		度〇	度〇	度〇
二六	二六	二六	二六		二六	二六	二六	二六	二六		二六	二六	二六
分	分	分	分		分	分	分	分	分		分	分	分
				領空						領空			
				訓練及び試験飛行						訓練及び試験飛行			
				毎日午前七時から午後九時まで						毎日午前七時から午後九時まで			
				下フ、四、 イ〇〇 ト〇〇 以〇						下フ、六、 イ〇〇 ト〇〇 以〇			

7 N 空域	6 N 空域	5 N 空域
区域 (1) 次の各点を順次に結ぶ線によつて囲まれる 北緯 一三四度四分、 東経 一三一度三三分	区域 次の各点を順次に結ぶ線によつて囲まれる (1) 北緯 一三六度二分、 東経 一三五度五分、 (2) 北緯 一三五度五分、 東経 一三五度五分、 (3) 北緯 一三五度五分、 東経 一三三度四分、 (4) 北緯 一三三度四分、 東経 一三三度四分	区域 次の各点を順次に結ぶ線によつて囲まれる (1) 北緯 一三五度五分、 東経 一三六度二分、 (2) 北緯 一三五度四分、 東経 一三六度一分、 (3) 北緯 一三五度三分、 東経 一三六度一分、 (4) 北緯 一三五度三分、 東経 一三五度三分、 〇す〇一〇〇 〇る〇三五 〇半秒、東 〇径、東経 〇一海里の 〇フイト以下 〇を除外す 〇を除外す
領空	公海の上空	領空
行 訓練及び試験飛	行 訓練及び試験飛	行 訓練及び試験飛
毎日午前七時から午後九時まで	毎日午前七時から午後九時まで	毎日午前七時から午後九時まで
以下 〇一五、〇〇 〇フイ 〇ト	以下 〇一五、〇〇 〇フイ 〇ト	以下 〇一〇、 〇フイ 〇ト

<p>(3) 北緯 一三五度〇六分、 東經 一三二度〇八分、</p> <p>(2) 北緯 一三二度三六分、 東經 一三三度二四分、</p>	<p>領空及び公海の上空</p>	<p>訓練及び試験飛行</p>	<p>毎日午前七時から午後九時まで</p>	<p>一〇、 一〇、 一〇、 以下</p>
<p>8 N 空域</p> <p>区域 次の各点を順次に結ぶ線によつて囲まれる</p> <p>(1) 北緯 一三四度〇八分、 東經 一三〇度四〇分、</p> <p>(2) 北緯 一三四度二〇分、 東經 一三〇度四〇分、</p> <p>(3) 北緯 一三四度四一分、 東經 一三〇度五三分、</p> <p>(4) 北緯 一三四度二一分、 東經 一三一度二九分、</p> <p>区域 次の各点を順次に結ぶ線によつて囲まれる</p> <p>(1) 北緯 一三四度〇六分、 東經 一三〇度四〇分、</p> <p>(2) 北緯 一三四度〇八分、 東經 一三〇度四〇分、</p> <p>(3) 北緯 一三四度二一分、 東經 一三〇度五三分、</p> <p>(4) 北緯 一三四度二一分、 東經 一三一度二九分、</p> <p>(5) 北緯 一三四度二〇分、 東經 一三一度二六分、</p>	<p>領空</p>	<p>訓練及び試験飛行</p>	<p>毎日午前七時から午後九時まで</p>	<p>三、 一〇、 一〇、 以下</p>

超音速飛行区域				9 N O 空域
区域 次の各点を順次に結ぶ線によつて囲まれる (1) 東北経緯 一三四度〇〇分 (2) 東北経緯 一三七度〇〇分 (3) 東北経緯 一三八度〇〇分 (4) 東北経緯 一三九度二五分				区域 次の各点を順次に結ぶ線によつて囲まれる (1) 東北経緯 一三四度四四分 (2) 東北経緯 一三四度三三分 (3) 東北経緯 一三四度四分 (4) 東北経緯 一三四度〇六分
公海の上空				領空
水平超音速飛行				訓練及び試験飛行
月曜日から金曜日までの午前七時から午後九時までの間に、航空交通管制部が使用を受けて承認する時間。 (注) 土曜日から日曜日の間は特別に行われる。飛行は、別途ノータム(航空情報)による。				毎日午前七時から午後九時まで
以上				九、〇〇以下
〇四、〇〇以下				五、〇〇以下

備考 空域については、面積による表示は適当でない。

(6)	(5)
東北緯 一三 七度 〇〇 分	東北緯 一三 八度 四八 分